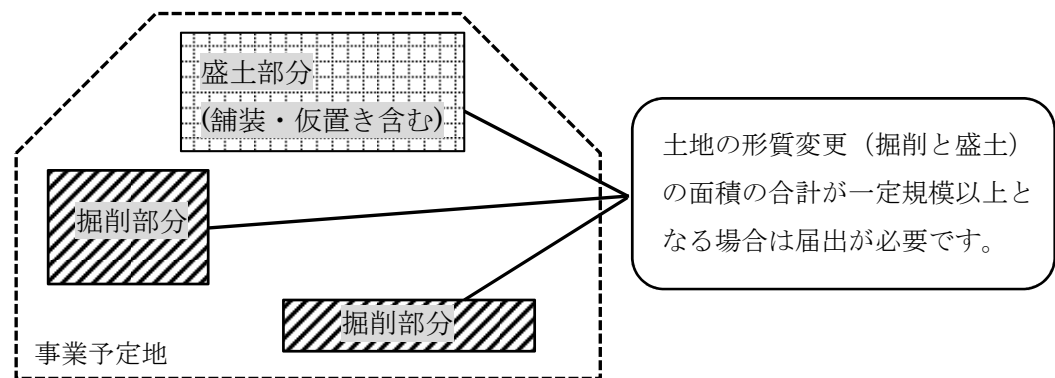


一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出について(法第3条7項)

土壤汚染対策法第3条第7項の規定により、ただし書の確認を受けた土地において900㎡以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ富山市長への届出が義務付けられています。

1 届出が必要な行為

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、具体的には、掘削と盛土のことをいいます。土地の形質の変更の部分の面積が900㎡以上であれば、下記の届出を要しない行為を除き、届出が義務付けられます。



【届出を要しない行為】

- ① 形質変更の深さが最大 50cm 未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③ 変更の内容が盛土のみである場合

2 届出者

届出者は、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等になります。

3 届出の際の添付図面及び書類

届出様式(様式第6)に添えて、次の図面や書類を添付してください。

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図(土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面で、掘削部分と盛土部分が区別して表示されているもの。また、掘削の深度が表示されているもの。)
- ② その他
付近見取図や登記事項証明書など届出の参考となる資料を添付してください。

4 届出時期

届出は、土地の形質の変更をする前にあらかじめ届出が必要です。この場合、届出の後に行う調査や行政手続きに要する相当の期間を想定して、工事着手予定日より充分前に届出を行ってください。

5 届出先及び届出部数

届出先 富山市役所環境部環境保全課（東館2階）の窓口を持参して下さい。

届出部数 1部（なお、別に控えを作成し、保管しておいてください。）

6 届出後の流れ

届出後、市長は当該土地の特定有害物質による汚染の状況について、土地所有者等に対し、指定調査機関により調査させてその結果を報告すべきことを命じます。

一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出フロー（法第3条関係）

